

京都市告示第149号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成29年5月23日

京都市長 門川大作

(廃止水路等)

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	衣笠水0008号	北区衣笠鏡石町37番地地先 同町36番地18地先	

(建設局土木管理部道路明示課)